

みんなで守ろう!公園のマナー

①いたずらに迷惑しています!!

公園内施設等を故意に傷つける行為は刑法の器物損壊罪が適用になります。
市では特に悪質な被害に対して警察に被害届を提出しています。
被害を未然に防ぐために、お気づきの点等ありましたら、ご連絡ください。



▲割られた注意プレート



▲壊された洗面台排水管



▲火遊びをした痕

②野良猫にエサを与えないで!!

野良猫にエサを与えることによって、

- ・フン尿により不衛生のため、公園内で遊ぶことができない
- ・エサの食べ残しに、カラスやネズミ、ハエなどの害虫が集まり不衛生などの被害があり、地域住民はとても迷惑しています。



無責任なエサやりにより、「猫が集まる」、「栄養状態の良くなった猫が子どもを産み、野良猫が増える」など猫が引き起こす迷惑が増えます。迷惑を解決するために、「不妊・去勢手術を実施する」、「エサやりやフン尿の始末を適切に行う」など、猫を適正に管理することが必要となります。「かわいそうだから」といった無責任なエサやりは絶対にしないでください。

また動物の遺棄・虐待は犯罪です。飼えないからと動物を捨てることは、動物を危険にさらし、飢えなどの苦痛を与えるばかりでなく、近隣住民にも多大な迷惑になります。

③早朝、夜間は静かにしましょう!!

早朝や夜間に、ボール遊びなどをして騒いでいる人がいます。早朝や夜間は周囲が静かな分、音がよく響きます。近隣住民の迷惑になりますので、騒音の原因とならないように静かにしてください。



④不法投棄は犯罪です!!

公園内に家電製品等の粗大ごみや家庭ごみを捨てることは5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金の対象となる犯罪です。

不法投棄されたごみは、公園の環境を悪化させるばかりでなく、事故を誘発する恐れがあるため、絶対にしないでください。



▲投棄されたバイクのエンジン

▶問合せ 都市計画課 公園緑地係 (☎95-0157)